

安心をすべての人に届けたい

公式ホームページ
http://sakuraisuguru.jp/



well-being 通信

well-being (ウェルビーイング) : 幸福、健康で満たされた状態

北本市議会議員 桜井すぐる

第45号

令和7年度当初予算は賛成多数で可決、桜井は反対 給食費完全無償化は復活、国民健康保険税は引上げ

令和7年度北本市一般会計当初予算の特徴 市長公約の実現を優先して借金が倍増

北本市の令和7年度当初予算額は280億1700万円(前年度比15.7%増)となりました。当初予算の内容は他の広報に譲り、ここでは端的に問題点を指摘します。

一つは、**市長が公約に掲げた投資的事業が優先されたこと**。投資的事業なので財源は市債を最大限活用しており、結果として**市債発行額は前年度からほぼ倍増(R6:10.6億円→R7:20.6億円)**しました。

本市では平成20年代半ばに小中学校の大規模改修や市庁舎建設を一気に実施したことで、市債残高が急増し、その後の公債費(返済)が高止まりすることとなり、市債の発行を抑制せざるを得ませんでした。その反省から議会として**市債の計画的発行による公債費の平準化**を求めていましたが、全く考慮されませんでした。

当初予算案の詳しい内容は過去の通信をご覧ください。



子どもの権利・地域の足の確保の予算計上は不十分 桜井は当初予算案に反対も、賛成多数で可決

もう一つの問題点は、**子どもの権利関係予算**や本市にとって喫緊の課題である**地域の足(移動手段)の確保関係予算が軽視されたこと**です。デーノタメ遺跡シンポジウムや縄文まつりなど、市の計画に位置付けられていないイベント予算が計上された一方、議会が制定した子どもの権利条例に基づく事業の予算は十分とは言えず、デマンドタクシー実証事業(80歳以上を対象としたタクシー料金補助)の予算計上も見送られました。

また、給食費完全無償化は、議会の働きかけにより追加提案という形で実現されましたが(最終頁参照)、議会が請願を2回も採択した完全無償化が後回しにされたことは明らかで、議会軽視と言わざるを得ません。

予算編成で何を重視するかは人それぞれですが『市民の命と暮らしを守ることが最優先』という私の理念とは相容れない予算案であることから、**私は採決では反対しました**。私の他に毛呂議員、湯沢議員、中村議員が反対しましたが、賛成多数で可決されました。

こんなに借金をして大丈夫なのか? 将来負担比率から北本市の財政を読み解く

市債の発行が増加しても、それだけで直ちに問題になるものではありません。**重要なのは、市債の償還に当たり、実質的な市の負担がどれだけあるか**です。また、借金が増えても、十分な貯蓄があれば問題はなりません。この2点を表す指標が『将来負担比率』です。

区分	R3決算	R4決算	R5決算
将来負担額	24,564	22,669	21,515
充当可能財源等	23,964	24,009	24,254
差引	600	△1,340	△2,739
将来負担比率	4.8	—	—

令和5年度決算における将来負担比率は「-」で算出できないという意味です。具体的に言うと、将来返済すべき借金等の額よりも、返済に充てる貯蓄等の額が上回っているということです。令和5年度末時点で約27.4億円の余裕があります。令和6年度も市債残高が減少する一方で、基金残高は増加する見通しです。

令和7年度に借金が 증가することをもって、直ちに本市の財政状況が悪化することはありませんが、このような財政運営を続けられればいずれ危機に陥ることは十分に考えられます。引き続き注意をもって監視してまいります。

今後予定される大きな支出は?

★**新ごみ処理施設の整備(埼玉中部環境保全組合)**
北本市分の一般財源負担額は約20億円と見込まれています。令和7年度までに約12億円を積み立てていますが、**今後も毎年2億円の積立が必要**です。

★**久保特定土地区画整理事業**
直近の試算では残事業費約124億円のうち市の負担額は約72億円とされています。財源として市債を充当できます。令和27年度完了見込みです。

★**文化センターの大規模改修**
令和8、9年度に実施予定で、概算で総額30億円と見込まれています。財源の一部に国の補助金や市債を充当できる可能性があります。

★**福祉関係経費(民生費)**
高齢者・障がい者・児童・生活保護の各分野で増額傾向にありますが、それに伴い財源の国・県支出金や地方交付税も増額されます。

民生費の推移

R4決算	R5決算	R6最終予算	R7当初予算
104.0億円	111.5億円	123.5億円	119.2億円

公害の相談における通報者の漏えいについて

Q. 市内の事業所で発生している騒音の問題について、必要もないのに執拗に市役所及び警察に通報し業務を妨害したとして、事業所が損害賠償を求め近隣住民を訴える裁判があった。この裁判で、事業所代表は**通報があったことを市役所の人から教えてもらった**と答えている。

職員には守秘義務があるし、通報者を教えれば通報者が不利益を受ける恐れもある。市のホームページには、相談者の情報を相手方に伝えることはないと明記されている。

実際に市の職員が通報者の情報を事業者側に伝えたことがあったのか。

A. 本件について対象となる担当者にヒアリング調査を実施した結果、証言のような事実は確認できなかった。

Q. 過去に関係した職員の聞き取りだけではなく、電話等の相談記録も確認したか。その期間は。

A. 相談記録等の確認も行った。相談があった令和元年10月から令和2年12月までの範囲で確認した。

Q. 令和2年10月頃に、この住民、自治会関係者、事業者、市の職員等が一堂に集まった場があったと聞いたが事実か。なぜ開催されたのか。

A. 確かに会談が開催されたのは確認できたが、なぜそのような場が設けられたのかは分かりかねる。

Q. 会談の場においても、市からこの人が通報者だということを言ったことはないか。

A. その場では市からは特にはお伝えしていない。

Q. この会談をきっかけとして、その後はこの人が通報者であるということを前提として、事業者側と接していたか。

A. この会談前、会談後にかかわらず、そのような対応はしていない。

Q. 令和2年12月21日の相談記録が手元にある。この中に職員が「苦情者である〇〇氏と話し合うよう促した」とある。この時に、法廷で証言した代表者と市職員が初めて会った。このことを言っているのではないか。

10:00 原告 を訪問(職員2人の名前)し、証言人代表者。社長より、この度は近隣住民や市役所、警察等に多大なつらさのパンフレットを渡し、内容について説明し、基準を超過していると話がある。また、12/23に騒音・振動測定を行うことを伝え、17時半で終了すると伝える。今後も、氏を会社の代理人として苦情者である被告氏と話し合うよう促したところ。来日後、14日に市に同行してほしいと依頼を受け、12/28にも、氏宅を訪問する範囲の対応をとるので、市や警察への通報及びユーチューブ

令和2年12月28日の相談記録の一部

A. あくまでも市の相談記録であり、個人名は記載されているが、事業者に個人名まで伝えたかどうかは確認していない。

Q. 再度徹底的に調査をして、事実関係を明らかにしていただきたい

A. (副市長)もう一度確認はするが、個人の通報者の情報を当該事業者へ職員が伝えたことはなかったと考えている。

地域の足(移動手段)の確保策について

Q. 買い物、通院、地域活動への参加などの移動について、不便・不安との声を聴く。今後免許返納が進み、また送迎してくれる家族がいなくなれば、行動が制約されて移動の自由が失われるだけでなく、フレイル低下にもつながる。シニアの外出・移動のニーズに関するアンケートでは3~5年後に不安を感じるという人の割合が一番多かった。昨年10月の地域公共交通会議ではデマンドタクシー(80歳以上タクシー補助)の実証実験を行うとされたが、令和7年度予算への計上は見送られた。市には必死さが感じられない。地域の足の確保の必要性・緊急性について、市長の見解は。

シニアの外出・移動のニーズ調査(R6.2) 回答593名	現在生活の上で外出や移動に困っていますか?	困っている	96
		困っていない	198
		特に感じない	101
		3~5年後に不安	269
		7~10年後に不安	113

A. (市長)本市では路線バス7路線、他市のコミュニティバス5路線、タクシー2社のほか、交通弱者等の移動手段を確保するためデマンドバスを運行しているが、事業者は利用者減少による経営状況の悪化や慢性的な運転手不足の課題に直面しており、市は路線バスを維持するため運行経費の一部を負担している。

日常の交通手段の不足については市民から不安の声が寄せられており、本市における大きな課題である。

これまで議会で質問された日本版ライドシェアは市内タクシー事業者に参入意志がなく、公共ライドシェアは本市には該当する交通空白地域が存在しない。これら以外の方法について、今後も調査研究を行い、よりよい公共交通の実現に努める。

Q. 令和2年の法改正で地域公共交通計画の策定が努力義務化された。策定を担う法定協議会には、交通分野だけではなく、まちづくり、観光、医療、福祉、教育、情報、物流等の分野との連携など地域の課題に対応したメンバーの参加が想定されている。個別の取組を五月雨式に検討するのではなく、法定協議会を設置し、本市としてどのような姿が望ましいかを検討の上、地域公共交通計画を策定すべきではないか。

A. 地域公共交通計画は地域の社会経済の基盤となるもの。関係する市の計画との整合性を鑑み、作成を調査検討する。現行のデマンドバスの契約が令和9年度までなので、その後の公共交通の在り方についても併せて検討する。

Q. 団塊の世代が75歳になる2025年問題よりも、80歳になる2030年前後の方が深刻。80歳を超えると要介護者や免許返納者が一気に増加する。一刻も早く地域公共交通計画の策定を検討すべきではないか。

A. (市長)県内33団体が既に策定している事実を今日初めて知った。しっかりとこの公共交通計画を作るよう指示したい。

地域公共交通計画

地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープラン(ビジョン+事業体系)。地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との個別協議を重ねることで作成する。

子どもの居場所の充実について

Q. 川崎市子ども夢パークや石巻市こどもセンターについては、子どもの意見を聴いて施設が整備され、日頃の運営においても子どもの意見が反映されている。本市で同様の施設を新たに整備するのは難しいが、すでに整備されている施設において、子どもの声を反映させることは十分に可能。まずは児童館において、子どもの声を反映させる取組を実施すべきではないか。



A. 児童館ではアンケートを年2回実施しているほか、意見カード回収箱を設置していただいた意見を運営の参考としている。また、児童館フェスティバルでは小学3年生以上の実行委員を募集し、子ども自らが主体となってフェスティバルの企画・運営に携わり、子ども自身の意見や力が児童館事業に直接生かされている。

子どもの意見を聞き、反映することは、こども基本法や子どもの権利条例の趣旨からも重要な取組である。引き続き先進自治体の事例などを参考に、児童館におけるより効果的な子どもの意見反映の実施方法を検討する。

Q. 特別なイベントに限らず、日常的な利用でも子どもたちが企画や運営に関与できる部分を増やしていけば、子どもの権利条例がある市の児童館としてさらにふさわしい運営になるのではないか。

A. 子どもが自らの意見を表明し、主体となって企画や運営に参画することは、子どもにとって自らが権利の主体であり、社会の一員であることを経験を通して自覚できる貴重な機会。日常的なイベントや講座に子どもの意見やアイデアを取り入れ、準備や運営を手伝っても

らうなど、身近なところからなるべく多くの子どもたちが企画や運営等に参加し、意見を反映できる機会を増やしていきたい。その成果をフィードバックすることで、子どもたちが自分たちの意見や行動が尊重されたことを実感し、より一層児童館の運営に参加する意欲が高められるよう指定管理者と協議する。

Q. 民間が実施している居場所は様々あるが、持続可能性、特にヒト・モノ・カネが大きな課題となっている。

もりとこプレーパークは一度休止になったところを今の運営者が引き取り、民間の助成金を受けながら実施しているが、活動資金や担い手（ボランティア）不足の不安がある。子ども食堂（地域食堂）やフードパントリーでは資金の他に食材の調達、保管場所などの課題もある。市社協の助成金もあるが十分な額とは言えない。プランからさらに踏み込んだ形のしっかりとした支援策が必要ではないか。

A. 子どもの居場所づくりの実施団体は、市社協からこども応援ネットワーク会議【きたもとBASE】加入団体に交付される子どもの居場所づくり事業助成金などの助成金を活用して事業を実施している。各団体に対する市からの助成は、国の補助金等、特定財源の活用可否を勘案しながら、引き続き検討する。

Q. うさぎっ子クラブが学童保育を運営する中で支援が必要な子ども・保護者がたくさんいることを感じて、北本団地内で子ども食堂や不登校支援をやっている（Arc・アルク）。これはプランにもある**児童育成支援拠点事業**に非常に近い。Arcは民間の助成金を活用して運営しているが、競争率が激しく、安定した財源にならない。国が推進する事業で、本市が事業実施を決定して予算を確保すれば、Arcが受け皿になり得る。市として児童育成支援拠点事業を実施すべきではないか。

A. 本市では令和7年度から個別に育児・養育支援、家事支援等を行う子育て世帯訪問支援事業を開始する。子育て世帯訪問支援事業と児童育成支援拠点事業は、子育てに困難を抱え孤立する家庭を支援し、子どもたちが健全に育つための両輪となる。

児童育成支援拠点事業の実施は、子育て世帯訪問支援事業の実施状況も見ながら、事業の利用が見込まれる児童の把握や個別に支援を行う関係機関との連携などについて、市内の子どもの居場所事業を実施している様々な団体などと協議を行う。

児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に居場所を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣形成や学習・進路等の相談支援、食事提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

賛成

あなたならどうする？ こんな議案で賛成・反対が分かれました！

反対

選択的夫婦別姓制度の導入に関する請願 彩桜きたもと5議員が反対も賛成多数で採択

『選択的夫婦別姓制度をただちに導入するための国会審議を求める意見書』の国会提出を求める請願が提出され、審査を行った結果、**賛成多数**により採択されました。選択的夫婦別姓制度は、別姓を選択できるようにするもので、別姓を強制するものではありません。子どもが困るという意見もありますが、別姓が一般的になれば親子で姓が違って違和感はなくなると思います。

本会議での採決結果は次のとおりです。

賛成	金森、毛呂、小久保、斉藤、工藤、大嶋、村田、桜井、保角、湯沢、中村、今関、島野
反対	永井、青野、高橋、諏訪、現王園
退席	岡村

職員の手当を改正する条例案に**反対**× 人事院勧告に反して地域手当を据え置き

職員の給与・手当は国の人事院勧告に則って改定されるのが通例です。地域手当は物価の高い地域で働く公務員に対し給与月額に上乗せして支給される手当でボーナス（期末勤勉手当）にも影響します。

人事院勧告のとおりであれば、本市の地域手当は現行の6%から4%に引き下げることになるはずでしたが、本市は**人材確保の観点から近隣市との均衡を考慮して6%に据え置きました**。わずかな割合の差だけで人材が流れることはないし、割合の妥当性は地域による物価水準の差異から判断すべきとして、私はこの条例案に反対しましたが、議案は賛成多数で可決されました。なお、私の他に大嶋議員、工藤議員が反対しました。

小・中学校給食費 完全無償化復活！ 議会の働きかけて追加補正予算を提案

令和7年度の給食費無償化について、市長から当初提案された補正予算案では、令和6年度と同様に中学生は無償化、小学生は物価高騰分（15%分）補助に加え、新たに2人目以降分を無償化する内容でした。

しかし、国において令和8年度から小学生の給食費を無償化する方針の決定を受け、議会として完全無償化するための修正案を提案する方向で執行部と調整を始めたところ、市長が補正予算を追加提案し、**小学生も完全無償化されることとなりました**。なお、令和8年度以降の無償化は、国の方針や市の財政状況に応じて、改めて検討されることとなります。

区分	小学生		中学生
	1人目	2人目以降	
給食費本体	月4,500円	月4,500円	月5,200円
物価高騰分	月675円	月675円	月780円

ピンク色：当初提案、黄緑色：追加提案

市長の最初の提案では給食費無償化予算額は1.4億円で完全無償化にはあと1.1億円足りませんでした。私は市の財政状況を細かく調査・分析し、国が無償化するまで単年度・1億円程度であれば本市の財政状況に大きな影響はないと判断し、湯沢議員、大嶋議員らとともに修正案提出に向け議員の同意を得ようと働きかけましたが、**無償化を主張している会派からも同意が得られず修正案可決は微妙な情勢でした**。市長が提案したことで全議員が賛成しましたが、議員からの修正案だったら全員賛成にならなかったのかと思うと複雑な気持ちです。結果的に完全無償化が実現し、安堵しています。

追加分はふるさと納税を財源にします。ふるさと納税は寄附者が用途を指定できますが「子どもの成長を支えるまちづくりに関する事業」への寄附残高は令和6年度だけで約1.8億円増加しており、これを活用します。

今後も元公務員としての専門性を活かし、財政状況を踏まえた現実的な提案をしてみたいです。

国民健康保険税 令和7年度から均等割を13,700円引上げ、所得割は0.1%引下げ

国民健康保険は退職者や自営業者などが加入する保険制度で、他の保険に加入していない人が加入する国民皆保険制度の最後の砦（セーフティネット）です。本市では人口の約5分の1となる約1万3千人が加入しています。

国保は都道府県が財政運営の責任主体となっています。市は、県から示された納付金を納めるため、必要な費用を保険税として徴収しますが、医療機関に支払う給付費は全額県が負担します。

保険税率は、所得に応じて課税される所得割と世帯人員に応じて課税される均等割があり、所得等に応じた軽減もあります。また、課税限度額も定められており、高所得者でも年額106万円が上限となっています（令和7年度）。

保険税率は市町村によって異なりますが、公平性の観点から埼玉県では令和9年度までに準統一することを決めています。現状では県が示す標準保険税率と本市の税率に乖離があり、この差を埋めないと必要な納付金を県に納めることができなくなることから、令和7年度に本市の税率を改定することが提案されました。

今回の改定は、所得割を0.1%引き下げ、均等割を13,700円引き上げる内容で、被保険者が多い世帯には大きな引上げとなるため引上げの妥当性を慎重に審査しました。審査の要点は次のとおりです。

- 県が示す標準保険税率に比べ、所得割は市の方が高い一方、均等割はかなり低く、均等割の引上げは避けられない。（令和6年度 所得割 標準：12.32%、市：12.40% 均等割 標準：75,344円、市：54,800円）
- 引上げをしない場合、赤字の穴埋めに使える基金が令和8年度にも枯渇する。近隣市のように一般会計からの法定外繰入金で穴埋めすることもできるが（下表）、**国保加入者以外の市民にも負担してもらうこととなり適切ではない**。
- 世帯人員が2人以下の被保険者が9割以上で、3人以上の被保険者は1割未満である。

以上のことから、**やむを得ず今回の税率改定に賛成することとしましたが**、今回の税率引上げや今後の更なる引上げに懸念があるため、本条例案に対しては私から附帯決議を提案し、可決されました。

近隣市の国民健康保険税率等の状況（令和7年度）

区分	北本市	鴻巣市	桶川市	上尾市
所得割	12.30%	11.98%	11.20%	12.30%
均等割	68,500円	67,500円	48,300円	70,000円
法定外繰入	なし	0.8億円	3.1億円	4.4億円

◆ 附帯決議の内容

1. 税率改定の必要性について被保険者に丁寧に説明するとともに、納付が困難な人には換価の猶予や分割納付などの相談に応じるなど、納税義務者の個別具体的な実情を十分に把握し適正な執行に努めること。
2. 市町村の意見や準統一に向けた税率引上げが被保険者に与える影響を十分に考慮し、準統一を慎重に進めるよう県に求めること。
3. 国に対し国の定率負担割合の引上げ等の抜本的な見直しを求めること。

発行者：桜井すぐる後援会（代表：桜井 卓）
住 所：〒364-0034 北本市高尾1-166-6
元埼玉県職員。52歳。会派：緑風会 所属。
令和元年5月～北本市議会議員（現在2期目）
健康福祉常任委員会、議会運営委員会副委員長、
埼玉中部環境保全組合議会議員

お困りごと、お気軽にご相談ください
090-9389-3572（桜井携帯）
sakuraisuguru.kitamoto@gmail.com

